

2017年4月28日
川崎汽船株式会社

取締役会の実効性評価について

当社は、「川崎汽船コーポレートガバナンス ガイドライン」第22条において、「取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する」こととしております。

この度、2016年度を取締役会について実効性評価を実施し、その結果がまとまりましたので、以下のとおり概要を報告いたします。

1. 取締役会実効性評価の方法

昨年度は、独立した第三者の評価会社によりインタビュー形式を取締役会実効性評価を実施したが、本年度については、昨年度評価からの継続性を保ちつつ、改善の取組みについての進捗及び新任役員の現状認識を含めた振り返りの機会と位置づけ、すべての取締役及び監査役に対するアンケートを実施し、その結果をもとに取締役会にて自己評価を行った。

<アンケートの主要項目>

- ・ 取締役会の戦略・リスク等に対する理解
- ・ 取締役会における議論の質
- ・ 取締役会の構成
- ・ 取締役会の運営と実務的事項
- ・ 取締役・経営陣幹部の指名・報酬制度の実効性
- ・ 取締役の意思決定におけるカルチャー
- ・ 株主その他のステークホルダーとの関係

2. 取締役会の実効性に関する自己分析・評価結果の概要

当社取締役会は、全般的に高い実効性が確保されていると評価した。

<取締役会の実効性について特に高く評価する強み>

昨年度の第三者評価にて強みとして挙げられた下記点は、本年度も引き続き維持・強化されていると考える。

- ・ 不断のガバナンス改革の実行とガバナンス向上に向けた取組み
- ・ 業務執行における適切な意思決定プロセス及び迅速な執行
- ・ 多様性に富んだ社外役員による適切なモニタリング
- ・ 議長のリーダーシップによる協力的な取締役会の雰囲気

<実効性改善に向けた取組みの進捗状況>

2016年4月より導入したユニット統括制により、執行役員へ業務執行権限を適正に配分し機動的かつ臨機に対応を促進する一方で、モニタリングボードとしての取締役会の位置づけを強化すべく、取締役会の効率性及び議論の質の向上を通じガバナンスの充実に取り組んだ。

- ・ 社外取締役の増員（社外取締役の比率は2名/9名から3名/9名へ上昇）を行い、取締役会構成の独立性及び多様性が更に高まった。社外取締役に対し、取締役付議・報告事項の事前説明を十分に行い、取締役会での自由闊達な議論を促進した。

<実効性の更なる向上に向けて、今後、取り組むべき課題>

- ・ 執行役員を含む役員の指名方針、後継者計画の客観性向上
 - 2015年11月に社外取締役を委員長とする指名諮問委員会を設置し、役員人事の客観性向上に一定の成果を上げてきたが、今後、役員指名方針及び後継者計画の透明性を更に向上させるため、役員評価を効果的に機能させるための客観性の高いプロセスの確立に取り組む。
- ・ ガバナンス体制に関する議論の促進
 - 取締役会実効性評価がガバナンス体制をレビューする一つの機会となっているが、他社においてモニタリングボードとしての経験豊富な社外取締役を中心に、ガバナンス体制に関する議論を行う場を設定し、ガバナンス体制及び取締役会実効性の更なる向上を目指す。
- ・ リスク管理体制の強化
 - 市況・為替・燃料油など外部環境の変動による業績への影響が大きい業界特性に鑑み、新中期経営計画の下で事業リスク・リターン管理も含めた経営管理の高度化に取り組み、取締役会におけるリスク分析・対応機能を強化する。

3. 上記分析・評価結果を踏まえた今後の対応

当社取締役会は、現時点において実効性が十分確保されていると判断するものの、より実効性の高い取締役会の実現に向けて、上記に掲げた取り組むべき課題を含め、不断の改善を行っていくものとする。

以上